

美浜町事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町規則第4号

美浜町事務分掌規則等の一部を改正する規則

(美浜町事務分掌規則の一部改正)

第1条 美浜町事務分掌規則(平成9年美浜町規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課及び係の設置)</p> <p>第2条 美浜町部設置条例(昭和54年美浜町条例第28号)第2条に規定する部に次の課及び係を置く。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア 総務課 行政係 秘書人事係</p> <p>イ 地域戦略課 プロモーション係 財政係 地域協働係</p> <p>ウ 防災課 防災安全係</p> <p>エ 税務課 住民税係 資産税係</p> <p>(2) 厚生部</p> <p>ア 住民課 戸籍住民係 国保年金係</p>	<p>(課及び係の設置)</p> <p>第2条 美浜町部設置条例(昭和54年美浜町条例第28号)第2条に規定する部に次の課及び係を置く。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア 総務課 行政係 秘書人事係</p> <p>イ 地域戦略課 プロモーション係 財政係 地域協働係</p> <p>ウ 防災課 防災安全係</p> <p>エ 税務課 <u>徴収係</u> 住民税係 資産税係</p> <p>(2) 厚生部</p> <p>ア 住民課 戸籍住民係 国保年金係</p>

イ 福祉課 社会福祉係 高齢介護係
ウ 健康・子育て課 保健推進係 児童係 子育て支援係
エ 環境課 環境係

(3) 産業建設部

ア 産業課 農業振興係 水産商工観光係
イ 建設課 管理係 工務係 都市計画係

[削る]

ウ 水道課 工務係

別表(第3条関係)

総務部

総務課

行政係

- (1) 公告式及び庁中訓令に関する事。
- (2) 法規の審査に関する事。
- (3) 公印の保管に関する事。
- (4) 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (5) 議会に関する事。
- (6) 選挙管理委員会に関する事。
- (7) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (8) 行政手続、不服申立及び訴訟に関する事。

イ 福祉課 社会福祉係 高齢介護係
ウ 健康・子育て課 保健推進係 子育て支援係
エ 環境課 環境係 衛生係

(3) 産業建設部

ア 産業課 農業振興係 水産商工観光係
イ 建設課 管理係 工務係

ウ 都市整備課 都市計画係 住宅支援係

エ 水道課 工務係

別表(第3条関係)

総務部

総務課

行政係

- (1) 公告式及び庁中訓令に関する事。
- (2) 法規の審査に関する事。
- (3) 公印の保管に関する事。
- (4) 文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (5) 議会に関する事。
- (6) 選挙管理委員会に関する事。
- (7) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (8) 行政手続、不服申立及び訴訟に関する事。

- (9) 情報公開に関する事。
- (10) 個人情報の保護に関する事。
- (11) 行政改革及び事務改善に関する事。
- (12) 事務の連絡調整に関する事。
- (13) 設計の審査に関する事。
- (14) 工事の検査に関する事。
- (15) 物品の検査に関する事。
- (16) 指名審査会に関する事。
- (17) 入札及び契約に関する事。
- (18) 情報セキュリティに関する事。
- (19) 情報処理システムの運用及び維持管理に関する事。
- (20) 情報化の推進に関する事。
- (21) 非核・平和に関する事。
- (22) 他の課及び係の所管に属さない事。

秘書人事係

- (1) 秘書用務に関する事。
- (2) 儀式及びほう賞に関する事。
- (3) 特別職の報酬に関する事。
- (4) 職員の服務、進退、賞罰及び身分に関する事。
- (5) 職員の給与及び旅費に関する事。

- (9) 情報公開に関する事。
- (10) 個人情報の保護に関する事。
- (11) 行政改革及び事務改善に関する事。
- (12) 事務の連絡調整に関する事。
- (13) 設計の審査に関する事。
- (14) 工事の検査に関する事。
- (15) 物品の検査に関する事。
- (16) 指名審査会に関する事。
- (17) 入札及び契約に関する事。
- (18) 情報セキュリティに関する事。
- (19) 情報処理システムの運用及び維持管理に関する事。
- (20) 情報化の推進に関する事。
- (21) 非核・平和に関する事。
- (22) 他の課及び係の所管に属さない事。

秘書人事係

- (1) 秘書用務に関する事。
- (2) 儀式及びほう賞に関する事。
- (3) 特別職の報酬に関する事。
- (4) 職員の服務、進退、賞罰及び身分に関する事。
- (5) 職員の給与及び旅費に関する事。

- (6) 公平委員会に関すること。
- (7) 職員共済組合及び職員退職手当組合に関すること。
- (8) 職員の研修に関すること。
- (9) 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (10) 公務災害補償に関すること。
- (11) 職員の日直従事指定に関すること。
- (12) 安全運転管理に関すること。
- (13) 陳情及び要望の処理に関すること。
- (14) 町村会に関すること。
- (15) 事務引継に関すること。

地域戦略課

プロモーション係

- (1) 重要な企画及び総合調整に関すること。
- (2) 町長が特に命ずる事項の政策調整及び調査計画に関すること。
- (3) 町の総合計画に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 土地利用の総合的な調整に関すること。
- (6) 土地利用対策会議に関すること。
- (7) 国際交流に関すること。

- (6) 公平委員会に関すること。
- (7) 職員共済組合及び職員退職手当組合に関すること。
- (8) 職員の研修に関すること。
- (9) 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (10) 公務災害補償に関すること。
- (11) 職員の日直従事指定に関すること。
- (12) 安全運転管理に関すること。
- (13) 陳情及び要望の処理に関すること。
- (14) 町村会に関すること。
- (15) 事務引継に関すること。

地域戦略課

プロモーション係

- (1) 重要な企画及び総合調整に関すること。
- (2) 町長が特に命ずる事項の政策調整及び調査計画に関すること。
- (3) 町の総合計画に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 土地利用の総合的な調整に関すること。
- (6) 土地利用対策会議に関すること。
- (7) 国際交流に関すること。

- (8) ふるさと納税に関する事。
- (9) 中部国際空港に関する事。
- (10) 他の係の所管に属さない事。

財政係

- (1) 町財政全般の企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 予算の編成及び統制に関する事。
- (3) 地方交付税に関する事。
- (4) 町債及び一時借入金に関する事。
- (5) 財政状況の公表に関する事。
- (6) 各種基金の調整に関する事。
- (7) 公有財産の総括に関する事。
- (8) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (9) 庁舎管理に関する事。
- (10) 公用車の管理に関する事。
- (11) 電話交換及び庁内放送に関する事。
- (12) 宿日直業務に関する事。
- (13) 広告審査会に関する事。
- (14) 町の土地の合併等継承に関する事。
- (15) 土地開発公社に関する事。

(8) 移住相談及び空き家バンクの照会に関する事。

- (9) ふるさと納税に関する事。
- (10) 中部国際空港に関する事。
- (11) 他の係の所管に属さない事。

財政係

- (1) 町財政全般の企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 予算の編成及び統制に関する事。
- (3) 地方交付税に関する事。
- (4) 町債及び一時借入金に関する事。
- (5) 財政状況の公表に関する事。
- (6) 各種基金の調整に関する事。
- (7) 公有財産の総括に関する事。
- (8) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (9) 庁舎管理に関する事。
- (10) 公用車の管理に関する事。
- (11) 電話交換及び庁内放送に関する事。
- (12) 宿日直業務に関する事。
- (13) 広告審査会に関する事。
- (14) 町の土地の合併等継承に関する事。
- (15) 土地開発公社に関する事。

(16) その他財務に関すること。

地域協働係

- (1) コミュニティ推進に関すること。
- (2) 区長会に関すること。
- (3) 町民活動の推進及び支援に関すること。
- (4) 産学官連携に関すること。
- (5) 男女共同参画に関すること。
- (6) NPO(民間非営利組織)に関すること。
- (7) 巡回バスの運行及び公共交通に関すること。
- (8) 広報に関すること。
- (9) 広聴に関すること。
- (10) 報道機関との連絡に関すること。
- (11) 基幹統計調査に関すること。

防災課

防災安全係

- (1) 防災会議に関すること。
- (2) 災害対策本部に関すること。
- (3) 災害救助法の申請に関すること。
- (4) 地域防災及び自主防災組織に関すること。
- (5) 消防団に関すること。

(16) その他財務に関すること。

地域協働係

- (1) コミュニティ推進に関すること。
- (2) 区長会に関すること。
- (3) 町民活動の推進及び支援に関すること。
- (4) 産学官連携に関すること。
- (5) 男女共同参画に関すること。
- (6) NPO(民間非営利組織)に関すること。
- (7) 巡回バスの運行及び公共交通に関すること。
- (8) 広報に関すること。
- (9) 広聴に関すること。
- (10) 報道機関との連絡に関すること。
- (11) 基幹統計調査に関すること。

防災課

防災安全係

- (1) 防災会議に関すること。
- (2) 災害対策本部に関すること。
- (3) 災害救助法の申請に関すること。
- (4) 地域防災及び自主防災組織に関すること。
- (5) 消防団に関すること。

- (6) 防災行政無線に関する事。
- (7) 知多南部消防組合に関する事。
- (8) 気象情報等の収集及び伝達に関する事。
- (9) 危機管理に関する事。
- (10) 自衛官募集に関する事。
- (11) 国民保護に関する事。
- (12) 交通安全対策の推進に関する事。
- (13) 道路照明及び道路反射鏡の施設に関する事。
- (14) 交通指導員に関する事。
- (15) 交通安全組織の育成に関する事。
- (16) 防犯活動の推進及び施設の整備に関する事。
- (17) 自転車駐輪対策に関する事。

税務課

住民税係

- (6) 防災行政無線に関する事。
- (7) 知多南部消防組合に関する事。
- (8) 気象情報等の収集及び伝達に関する事。
- (9) 危機管理に関する事。
- (10) 自衛官募集に関する事。
- (11) 国民保護に関する事。
- (12) 交通安全対策の推進に関する事。
- (13) 道路照明及び道路反射鏡の施設に関する事。
- (14) 交通指導員に関する事。
- (15) 交通安全組織の育成に関する事。
- (16) 防犯活動の推進及び施設の整備に関する事。
- (17) 自転車駐輪対策に関する事。

税務課

徴収係

- (1) 町税の徴収に関する事。**
- (2) 町税の督促及び滞納処分に関する事。**
- (3) 納税相談に関する事。**
- (4) 広域滞納整理機構に関する事。**
- (5) 他の係の所管に属さない事。**

住民税係

(1) 個人町県民税、法人町民税及び軽自動車税の賦課に関する
こと。

(2) 町たばこ税及び入湯税に関すること。

(3) 利子割交付金に関すること。

(4) 配当割交付金に関すること。

(5) 株式等譲渡所得割交付金に関すること。

(6) ゴルフ場利用税交付金に関すること。

(7) 地方消費税交付金に関すること。

(8) 自動車の臨時運行許可に関すること。

(9) 町税の徴収に関すること。

(10) 町税の督促及び滞納処分に関すること。

(11) 納税相談に関すること。

(12) 広域滞納整理機構に関すること。

(13) 他の係の所管に属さないこと。

資産税係

(1) 固定資産税、都市計画税の調査及び賦課に関すること。

(2) 固定資産の評価に関すること。

(3) 特別土地保有税に関すること。

(4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

(5) 固定資産税台帳及び整理図に関すること。

(1) 個人町県民税、法人町民税及び軽自動車税の賦課に関する
こと。

(2) 町たばこ税及び入湯税に関すること。

(3) 利子割交付金に関すること。

(4) 配当割交付金に関すること。

(5) 株式等譲渡所得割交付金に関すること。

(6) ゴルフ場利用税交付金に関すること。

(7) 地方消費税交付金に関すること。

(8) 自動車の臨時運行許可に関すること。

資産税係

(1) 固定資産税、都市計画税の調査及び賦課に関すること。

(2) 固定資産の評価に関すること。

(3) 特別土地保有税に関すること。

(4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

(5) 固定資産税台帳及び整理図に関すること。

厚生部

住民課

戸籍住民係

- (1) 戸籍に関する事。
- (2) 住民基本台帳に関する事。
- (3) 特別永住許可に関する事。
- (4) 印鑑の登録及び証明に関する事。
- (5) 犯罪人名簿に関する事。
- (6) 埋火葬の許可に関する事。
- (7) 身分証明及びその他の証明に関する事。
- (8) 人口動態及び人口動向統計に関する事。
- (9) 人権擁護委員に関する事。
- (10) 行政相談委員に関する事。
- (11) 一般旅券発給に関する事。

国保年金係

- (1) 国民健康保険税の賦課及び徴収に関する事。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (3) 国民健康保険の給付に関する事。
- (4) 福祉医療の資格及び給付に関する事。
- (5) 後期高齢者医療に関する事。

厚生部

住民課

戸籍住民係

- (1) 戸籍に関する事。
- (2) 住民基本台帳に関する事。
- (3) 特別永住許可に関する事。
- (4) 印鑑の登録及び証明に関する事。
- (5) 犯罪人名簿に関する事。
- (6) 埋火葬の許可に関する事。
- (7) 身分証明及びその他の証明に関する事。
- (8) 人口動態及び人口動向統計に関する事。
- (9) 人権擁護委員に関する事。
- (10) 行政相談委員に関する事。
- (11) 一般旅券発給に関する事。

国保年金係

- (1) 国民健康保険税の賦課及び徴収に関する事。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (3) 国民健康保険の給付に関する事。
- (4) 福祉医療の資格及び給付に関する事。
- (5) 後期高齢者医療に関する事。

- (6) 国民年金に関する事。
- (7) 他係の所管に属さない事。

福祉課

社会福祉係

- (1) 民生委員に関する事。
- (2) 生活保護に関する事。
- (3) 障害者の福祉に関する事。
- (4) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (5) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
- (6) 戦傷者、戦没者等遺族援護に関する事。
- (7) 社会福祉協議会に関する事。
- (8) 福祉センターに関する事。
- (9) 日本赤十字社に関する事。
- (10) 災害救助に関する事。
- (11) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金に関する事。
- (12) 他係の所管に属さない事。

高齢介護係

- (1) 介護認定に関する事。
- (2) 介護保険の給付に関する事。
- (3) 介護保険料の賦課及び徴収に関する事。

- (6) 国民年金に関する事。
- (7) 他係の所管に属さない事。

福祉課

社会福祉係

- (1) 民生委員に関する事。
- (2) 生活保護に関する事。
- (3) 障害者の福祉に関する事。
- (4) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (5) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
- (6) 戦傷者、戦没者等遺族援護に関する事。
- (7) 社会福祉協議会に関する事。
- (8) 福祉センターに関する事。
- (9) 日本赤十字社に関する事。
- (10) 災害救助に関する事。
- (11) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金に関する事。
- (12) 他係の所管に属さない事。

高齢介護係

- (1) 介護認定に関する事。
- (2) 介護保険の給付に関する事。
- (3) 介護保険料の賦課及び徴収に関する事。

- (4) 介護予防に関する事(健康・子育て課の事務分掌事項を除く。)
- (5) その他介護保険に関する事。
- (6) 高齢者の福祉に関する事。
- (7) 老人憩の家に関する事。

健康・子育て課

保健推進係

- (1) 健康づくりに関する事。
- (2) 保健指導に関する事。
- (3) 一般介護予防教室に関する事。
- (4) 母子保健に関する事。
- (5) 精神保健の相談に関する事。
- (6) 保健センターの管理に関する事。
- (7) 感染症予防に関する事。
- (8) 予防接種に関する事。
- (9) 献血の推進に関する事。
- (10) 医療機関との連絡調整に関する事。

(11) 他の係の所管に属さない事。

児童係

- (4) 介護予防に関する事(健康・子育て課の事務分掌事項を除く。)
- (5) その他介護保険に関する事。
- (6) 高齢者の福祉に関する事。
- (7) 老人憩の家に関する事。

健康・子育て課

保健推進係

- (1) 健康づくりに関する事。
- (2) 保健指導に関する事。
- (3) 一般介護予防教室に関する事。
- (4) 母子保健に関する事。
- (5) 精神保健の相談に関する事。
- (6) 保健センターの管理に関する事。
- (7) 感染症予防に関する事。
- (8) 予防接種に関する事。
- (9) 献血の推進に関する事。
- (10) 医療機関との連絡調整に関する事。

(11) 子育て世代包括支援センターに関する事。

(12) 他の係の所管に属さない事。

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 母子(父子)福祉に関すること。
- (3) 児童手当及びその他の手当に関すること。
- (4) 保育所に関すること。
- (5) 子育て支援センターに関すること。
- (6) 多世代交流型子育て拠点施設に関すること。
- (7) わかば園に関すること。
- (8) 放課後児童健全育成に関すること。

子育て支援係

- (1) こどもと家庭の総合的な相談及び支援に関すること。

- (2) こども家庭センターに関すること。

子育て支援係

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。
- (3) 児童手当及びその他の手当に関すること。
- (4) 保育所に関すること。
- (5) 児童館に関すること。
- (6) 子育て支援センターに関すること。
- (7) 児童遊園の設置に関すること。
- (8) わかば園に関すること。
- (9) こども家庭センターに関すること。
- (10) 放課後児童健全育成に関すること。
- (11) 母子(父子)福祉に関すること。

(3) 支援対象児童等に関すること。

環境課

環境係

- (1) 環境保全に関すること。
- (2) 環境審議会に関すること。
- (3) 公害対策の総合企画及び連絡調整に関すること。
- (4) 公害防止のための調査及び測定並びに指導に関すること。
- (5) 特定施設・特定建設作業の届出に関すること。
- (6) 自然公園法に関すること。
- (7) 自然エネルギーに関すること。
- (8) 鳥獣保護及び狩猟に関すること(産業課の事務分掌事項を除く。)

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(10) 狂犬病予防に関すること。

(11) 墓地に関すること。

(12) ねずみ族及び昆虫の駆除に関すること。

(13) 環境美化に関すること。

(12) 児童虐待に関すること。

環境課

環境係

- (1) 環境保全に関すること。
- (2) 環境審議会に関すること。
- (3) 公害対策の総合企画及び連絡調整に関すること。
- (4) 公害防止のための調査及び測定並びに指導に関すること。
- (5) 特定施設・特定建設作業の届出に関すること。
- (6) 自然公園法に関すること。
- (7) 自然エネルギーに関すること。
- (8) 鳥獣保護及び狩猟に関すること(産業課の事務分掌事項を除く。)

(9) 他の係の所管に属さないこと。

衛生係

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(2) 狂犬病予防に関すること。

(3) 墓地に関すること。

(4) ねずみ族及び昆虫の駆除に関すること。

(5) 環境美化に関すること。

(14) 知多南部衛生組合に関すること。

(15) 知多南部広域環境組合に関すること。

産業建設部

産業課

農業振興係

- (1) 農業振興地域制度に関すること。
- (2) 農業経営の基盤強化に関すること。
- (3) 農業委員会に関すること。
- (4) 農業者年金に関すること。
- (5) 農業制度資金に関すること。
- (6) 林務に関すること。
- (7) 農畜産物に係る狩猟及び有害鳥獣駆除に関すること。
- (8) 町民の森に関すること。
- (9) 農畜産業振興に関すること。
- (10) 農畜産関係団体に関すること。
- (11) 愛知県農業共済組合に関すること。
- (12) 土地改良事業の推進に関すること。
- (13) 土地改良区の指導に関すること。
- (14) 愛知用水事業に関すること。
- (15) 土地改良事業区域内における住居表示の証明に関するこ

(6) 知多南部衛生組合に関すること。

(7) 知多南部広域環境組合に関すること。

産業建設部

産業課

農業振興係

- (1) 農業振興地域制度に関すること。
- (2) 農業経営の基盤強化に関すること。
- (3) 農業委員会に関すること。
- (4) 農業者年金に関すること。
- (5) 農業制度資金に関すること。
- (6) 林務に関すること。
- (7) 農畜産物に係る狩猟及び有害鳥獣駆除に関すること。
- (8) 町民の森に関すること。
- (9) 農畜産業振興に関すること。
- (10) 農畜産関係団体に関すること。
- (11) 愛知県農業共済組合に関すること。
- (12) 土地改良事業の推進に関すること。
- (13) 土地改良区の指導に関すること。
- (14) 愛知用水事業に関すること。
- (15) 土地改良事業区域内における住居表示の証明に関するこ

と。

(16) 他の係の所管に属さないこと。

水産商工観光係

(1) 水産振興に関する事。

(2) 水産関係団体に関する事。

(3) 漁村センターに関する事。

(4) 労働行政に関する事。

(5) 商工観光の振興に関する事。

(6) 物産の紹介及び宣伝に関する事。

(7) 商工関係団体に関する事。

(8) 産業会館に関する事。

(9) 計量器に関する事。

(10) 商品量目立入検査に関する事。

(11) 企業の支援及び訪問に関する事。

(12) 企業誘致及び産業立地に関する事。

(13) 観光事業及び観光施設に関する事。

(14) 観光関係団体に関する事。

(15) 消費者行政に関する事。

(16) 勤労者に関する事。

(17) 河和港観光総合センターに関する事。

と。

(16) 他の係の所管に属さないこと。

水産商工観光係

(1) 水産振興に関する事。

(2) 水産関係団体に関する事。

(3) 漁村センターに関する事。

(4) 労働行政に関する事。

(5) 商工観光の振興に関する事。

(6) 物産の紹介及び宣伝に関する事。

(7) 商工関係団体に関する事。

(8) 産業会館に関する事。

(9) 計量器に関する事。

(10) 商品量目立入検査に関する事。

(11) 企業の支援及び訪問に関する事。

(12) 企業誘致及び産業立地に関する事。

(13) 観光事業及び観光施設に関する事。

(14) 観光関係団体に関する事。

(15) 消費者行政に関する事。

(16) 勤労者に関する事。

(17) 河和港観光総合センターに関する事。

- (18) 食と健康の館に関する事。
- (19) 美浜町観光協会に関する事。

建設課

管理係

- (1) 道路の認定、廃止及び区域変更に関する事。
- (2) 道路、橋りょう、河川、排水路、漁港及び海岸施設の占有及び承認工事に関する事。
- (3) 治水砂防及び治山に関する事。
- (4) 水防に関する事。
- (5) 土地取得に関する事。
- (6) 地籍調査に関する事。
- (7) 河和港駐車場に関する事。**
- (8)** 他の係の所管に属さない事。

工務係

- (1) 道路、橋りょう、河川、排水路、港湾、漁港及び海岸施設の整備計画及び調整に関する事。
- (2) 道路、橋りょう、河川、排水路、港湾、漁港及び海岸施設の工事及び維持管理に関する事。
- (3) 海岸漂流物撤去に関する事。
- (4) 交通安全施設に関する事(防災課の事務分掌事項を除く。)

- (18) 食と健康の館に関する事。
- (19) 美浜町観光協会に関する事。

建設課

管理係

- (1) 道路の認定、廃止及び区域変更に関する事。
- (2) 道路、橋りょう、河川、排水路、漁港及び海岸施設の占有及び承認工事に関する事。
- (3) 治水砂防及び治山に関する事。
- (4) 水防に関する事。
- (5) 土地取得に関する事。
- (6) 土地開発基金に関する事。
- (7)** 他の係の所管に属さない事。

工務係

- (1) 道路、橋りょう、河川、排水路、港湾、漁港及び海岸施設の整備計画及び調整に関する事。
- (2) 道路、橋りょう、河川、排水路、港湾、漁港及び海岸施設の工事及び維持管理に関する事。
- (3) 海岸漂流物撤去に関する事。
- (4) 交通安全施設に関する事(防災課の事務分掌事項を除く。)

- (5) 農業用施設の工事及び維持管理に関すること。
- (6) その他の土木工事に関すること。

都市計画係

- (1) 都市計画の変更及び決定に関すること。
- (2) 都市計画事業の施行に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に関すること。
- (4) 土地区画整理事業区域内における住居表示の証明に関すること。
- (5) 都市計画審議会に関すること。
- (6) 国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。
- (7) 都市公園の設置及び管理に関すること。
- (8) ふれあい公園の設置及び管理に関すること。
- (9) 緑化の推進に関すること。
- (10) 路外駐車場に関すること。
- (11) 公共測量に関すること。
- (12) 下水道に関すること。

- (5) 農業用施設の工事及び維持管理に関すること。
- (6) その他の土木工事に関すること。

都市整備課

都市計画係

- (1) 都市計画の変更及び決定に関すること。
- (2) 都市計画事業の施行に関すること。
- (3) 土地区画整理事業に関すること。
- (4) 土地区画整理事業区域内における住居表示の証明に関すること。
- (5) 都市計画審議会に関すること。
- (6) 国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。
- (7) 都市公園の設置及び管理に関すること。
- (8) ふれあい公園の設置及び管理に関すること。
- (9) 緑化の推進に関すること。
- (10) 路外駐車場に関すること。
- (11) 下水道に関すること。
- (12) 河和港駐車場に関すること。
- (13) 他の係の所管に属さないこと。

住宅支援係

(13) 宅地の開発行為に関する事。

(14) 町営住宅の設置及び管理に関する事。

(15) 建築確認事務に関する事。

(16) 空き家対策に関する事。

(17) 屋外広告物に関する事。

水道課

工務係

(1) 農業集落排水事業に関する事。

(1) 宅地の開発行為に関する事。

(2) 町営住宅の設置及び管理に関する事。

(3) 建築確認事務に関する事。

(4) 空き家対策に関する事(地域戦略課の事務分掌事項を除く。)

(5) 屋外広告物に関する事。

水道課

工務係

(1) 農業集落排水事業に関する事。

(美浜町出納員等に関する規則の一部改正)

第2条 美浜町出納員等に関する規則(平成28年美浜町規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第4条、第5条関係)			別表第1(第4条、第5条関係)		
職名	設置箇所	領収印 番号	職名	設置箇所	領収印 番号
住民税係長	税務課	1	徴収係長	税務課	1
住民税係の職にあるもの	税務課	2	徴収係の職にあるもの	税務課	2
保健推進係長	健康・子育て課	5	保健推進係長	健康・子育て課	5

都市計画係長	建設課	6
国保年金係長	住民課	8
財政係長	地域戦略課	9
生涯学習係長	生涯学習課	10
運動公園係長	生涯学習課	11
戸籍住民係長	住民課	12
布土保育所長	布土保育所	13
河和保育所長	河和保育所	14
野間保育所長	野間保育所	16
奥田保育所長兼わかば園長	奥田保育所	17
上野間保育所長	上野間保育所	18
布土小学校事務職員	布土小学校	19
河和小学校事務職員	河和小学校	20
野間小学校事務職員	野間小学校	22
奥田小学校事務職員	奥田小学校	23
上野間小学校事務職員	上野間小学校	24
河和中学校事務職員	河和中学校	25
野間中学校事務職員	野間中学校	26
工務係長	水道課	27
高齢介護係長	福祉課	28
環境係長	環境課	29
防災安全係長	防災課	32

都市計画係長	都市整備課	6
住宅支援係長	都市整備課	7
国保年金係長	住民課	8
財政係長	地域戦略課	9
生涯学習係長	生涯学習課	10
運動公園係長	生涯学習課	11
戸籍住民係長	住民課	12
布土保育所長	布土保育所	13
河和保育所長	河和保育所	14
野間保育所長	野間保育所	16
奥田保育所長兼わかば園長	奥田保育所	17
上野間保育所長	上野間保育所	18
布土小学校事務職員	布土小学校	19
河和小学校事務職員	河和小学校	20
野間小学校事務職員	野間小学校	22
奥田小学校事務職員	奥田小学校	23
上野間小学校事務職員	上野間小学校	24
河和中学校事務職員	河和中学校	25
野間中学校事務職員	野間中学校	26
工務係長	水道課	27
高齢介護係長	福祉課	28
衛生係長	環境課	29

(美浜町附属機関設置規則の一部改正)

第3条 美浜町附属機関設置規則(平成30年美浜町規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第8条関係)			別表(第2条、第8条関係)		
名称	委員の任期	庶務担当課	名称	委員の任期	庶務担当課
美浜町行政不服審査会	2年	総務部総務課	美浜町行政不服審査会	2年	総務部総務課
美浜町プロポーザル審査委員会	審査終了まで	当該プロポーザル方式を実施する業務を所管する課	美浜町プロポーザル審査委員会	審査終了まで	当該プロポーザル方式を実施する業務を所管する課
美浜町特別職報酬等審議会	審議終了まで	総務部総務課	美浜町特別職報酬等審議会	審議終了まで	総務部総務課
美浜町総合計画審議会	2年	総務部地域戦略課	美浜町総合計画審議会	2年	総務部地域戦略課
美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	1年	総務部地域戦略課	美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	1年	総務部地域戦略課
美浜町男女共同参画プラン策定委員会	計画策定まで	総務部地域戦略課	美浜町男女共同参画プラン策定委員会	計画策定まで	総務部地域戦略課
美浜町まちづくりエンジョイぷらん審査会	2年	総務部地域戦略課	美浜町まちづくりエンジョイぷらん審査会	2年	総務部地域戦略課

美浜町地域福祉審議会	3年	厚生部福祉課
美浜町地域福祉計画策定委員会	3年	厚生部福祉課
美浜町障害者計画及び障害者福祉計画・障害児福祉計画策定委員会	計画策定まで	厚生部福祉課
美浜町自殺対策計画策定委員会	1年	厚生部福祉課
美浜町介護保険運営協議会	2年	厚生部福祉課
美浜町介護保険地域密着型サービス運営委員会	2年	厚生部福祉課
美浜町立保育所運営委員会	1年	厚生部健康・子育て課
美浜町児童施設運営委員会	1年	厚生部健康・子育て課
美浜町保育所等事故検証委員会	1年	厚生部健康・子育て課
美浜町子ども・子育て会議	2年	厚生部健康・子育て課
美浜町健康増進計画策定委員会	2年	厚生部健康・子育て課
美浜町予防接種健康被害調査委員会	2年	厚生部健康・子育て課
美浜町環境審議会	2年	厚生部環境課
美浜町農業振興推進協議会	3年	産業建設部産業課
美浜町都市計画審議会	2年	産業建設部 建設課
美浜町水道事業運営委員会	2年	産業建設部水道課
美浜町いじめ問題調査委員会	調査終了まで	総務部総務課

美浜町地域福祉審議会	3年	厚生部福祉課
美浜町地域福祉計画策定委員会	3年	厚生部福祉課
美浜町障害者計画及び障害者福祉計画・障害児福祉計画策定委員会	計画策定まで	厚生部福祉課
美浜町自殺対策計画策定委員会	1年	厚生部福祉課
美浜町介護保険運営協議会	2年	厚生部福祉課
美浜町介護保険地域密着型サービス運営委員会	2年	厚生部福祉課
美浜町立保育所運営委員会	1年	厚生部健康・子育て課
美浜町児童施設運営委員会	1年	厚生部健康・子育て課
美浜町保育所等事故検証委員会	1年	厚生部健康・子育て課
美浜町子ども・子育て会議	2年	厚生部健康・子育て課
美浜町健康増進計画策定委員会	2年	厚生部健康・子育て課
美浜町予防接種健康被害調査委員会	2年	厚生部健康・子育て課
美浜町環境審議会	2年	厚生部環境課
美浜町農業振興推進協議会	3年	産業建設部産業課
美浜町都市計画審議会	2年	産業建設部 都市整備課
美浜町水道事業運営委員会	2年	産業建設部水道課
美浜町いじめ問題調査委員会	調査終了まで	総務部総務課

(美浜町地価公示台帳及び地価調査図書閲覧規則の一部改正)

第4条 美浜町地価公示台帳及び地価調査図書閲覧規則(平成30年美浜町規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(閲覧の場所) 第2条 図書の閲覧場所は、美浜町役場 建設課 とする。 (閲覧の日時等) 第3条 図書の閲覧時間は、 窓口受付 時間内とする。 2・3 [略]	(閲覧の場所) 第2条 図書の閲覧場所は、美浜町役場 都市整備課 とする。 (閲覧の日時等) 第3条 図書の閲覧時間は、 執務 時間内とする。 2・3 [略]

(美浜町財政状況の閲覧請求及びその方法に関する規則の一部改正)

第5条 美浜町財政状況の閲覧請求及びその方法に関する規則(昭和30年美浜町規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(閲覧時間) 第2条 財政状況は、総務部地域戦略課において 窓口受付 時間中、住民の閲覧に供する。	(閲覧時間) 第2条 財政状況は、総務部地域戦略課において 執務 時間中、住民の閲覧に供する。

(政治倫理の確立のための美浜町長の資産等の公開に関する規則の一部改正)

第6条 政治倫理の確立のための美浜町長の資産等の公開に関する規則(平成7年美浜町規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告書の訂正)</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、美浜町長が指定する場所で、窓口受付時間中に行なければならない。</p> <p>3～6 〔略〕</p>	<p>(報告書の訂正)</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、美浜町長が指定する場所で、執務時間中に行なければならない。</p> <p>3～6 〔略〕</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。